

平成十二年十二月十九日受領
答 弁 第 五 七 号

内閣衆質一五〇第五七号

平成十二年十二月十九日

内閣総理大臣 森 喜 朗

衆議院議長 綿 貫 民 輔 殿

衆議院議員北川れん子君提出台湾第四原発向け原子力発電設備輸出許可申請に関する質問に対し、別紙答
弁書を送付する。

衆議院議員北川れん子君提出台湾第四原発向け原子力発電設備輸出許可申請に関する質問に対

する答弁書

一について

我が国からの原子力設備の輸出については、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第一項等の規定により、国際的な平和及び安全の維持の観点から、通商産業大臣の許可を要することとされており、この許可に当たっては、当該原子力設備が核兵器の開発に使用される等のおそれがないかどうかを慎重に審査することとしている。

株式会社日立製作所及び株式会社東芝による台湾向け原子力設備の輸出に係る許可申請については、現在、右のようなおそれの有無について慎重な審査を行っているところである。なお、台湾第四原子力発電所建設計画の中止が発表されたこと等により、同建設計画の今後の見通しが不明確となっており、現段階においては、右申請につき許可をする状況にはないものと考えている。